

五 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）

改正案	現行
<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二 条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除 き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供 者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、 当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び 内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない 。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを 要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一 条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む 。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十 六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二 条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十 五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契</p>	<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二 条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供し ようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で 定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し 、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方 法による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを 要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一 条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む 。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十 六年法律第五十九号。第十条から第十二条までにおいて「銀行法」 という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定 する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信</p>

約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する

信用金庫又は信用金庫連合会（第八条の二、第十一条及び第十二条において「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第八条の二 法第五十三条第七項第二号及び第五十四条第六項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用につ

る事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十三條第六項第五号及び第六号並びに第五十四條第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三條の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（準備金の範囲）

第八條の三 法第五十四條の二の四第一項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（財務局長等への権限の委任）

第十條の二 （略）

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五條の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四條第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者

いては、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十三條第八項及び第五十四條第七項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三條の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（準備金の範囲）

第八條の三 法第五十四條の二第二項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（財務局長等への権限の委任）

第十條の二 （略）

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五條の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十四條第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用

で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

35 (略)

第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

35 (略)

第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第八十九条第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三〇十 (略)

25 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第二項	(略)	読み替える銀行法の規定
	定期積金等	読み替えられる字句
第十三条の四	(略)	読み替える字句
	定期積金	信用金庫法第八十九条の二

三〇十 (略)

25 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第二項	(略)	読み替える銀行法の規定
	定期積金等	読み替えられる字句
(新設)	(略)	読み替える字句
	定期積金	(新設)

第十二条の二第二項	第十三条の四	信用金庫法第八十九条の二		預金者等の	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
第五十二条の二の九	所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む	信用金庫法第五十四条の二に規定する所属外国銀行	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

2 | 法第八十九条第三項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

(略)	(新設)	(新設)		預金者等の	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
-----	------	------	--	-------	-------------------------------------

(新設)

	<p>外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）</p>	<p>第五十二条の二の九第一項第三号</p>	<p>譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）</p>	<p>第五十二条の四十</p>	<p>営業所又は事務所</p>	<p>第五十二条の四十 三</p>	<p>第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）</p>	<p>第五十二条の四十 四第一項</p>	<p>銀行代理行為</p>	<p>第五十二条の四十 四第一項第二号</p>	<p>第二条第十四項各号に規定する</p>	<p>信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀</p>	<p>外国銀行代理行為</p>	<p>信用金庫法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）</p>	<p>事務所</p>	<p>譲受け</p>
--	--	------------------------	---------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------------	---	--------------------------	---------------	-----------------------------	-----------------------	-----------------------------	-----------------	---	------------	------------

			行代理業務に係る
第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十五の二	銀行代理行為	信用金庫法第八十九条の二
第五十二条の四十五第三号	有する者(次号において「密接関係者」という。)	外国銀行代理行為	有する者

3| 法第八十九条第六項の規定による銀行法の準用についての技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

4| 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一
第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の
規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるの
は「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理
業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「
第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第
二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と
、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、
「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「

2| 法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

3| 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一
第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の
規定中「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「所属銀行」とあるの
は「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理
業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「
第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第
二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と
、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、
「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「

銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十五の二	信用金庫法第八十九条の二
(略)	(略)	(略)

(資料の提出等を求めることができる所屬外国銀行に係る特殊関係者)

第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 所屬外国銀行（法第五十四条の二に規定する所屬外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額

銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(新設)

(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)を保有している者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者(法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。)の特定信用金庫代理行為(同項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。)を行わない営業所又は事務所(特定信用金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。)は、前項に定める日以外の日を休日とすること

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者(法第八十九条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。)の特定信用金庫代理行為(同項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。)を行わない営業所又は事務所(特定信用金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。)は、前項に定める日以外の日を休日とすること

ができる。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫(法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

ができる。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十条の第三項（準用金融商品取引法第三十条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十条の第三項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）
 第十七条 法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

第十五条 金庫は、準用金融商品取引法第三十条の第三項（準用金融商品取引法第三十条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十条の第三項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）
 第十七条 法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

第三十七条の三第一項第一号	(略)
商号、名称又は氏名	(略)
商号又は名称	(略)

第三十七条の三第一項第一号	(略)
商号、名称又は氏名	(略)
名称	(略)